

厚生常任委員会

令和4年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
中川 靖広
伴 議 長

○大森恒太郎
横田 敏文

溝部真紀子
濱 眞理子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面巻 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	西川美奈子	国 保 医 療 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	市川 千晶	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 監 査 委 員 室 課 長 補 佐 角井 幸司

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 大森委員、溝部委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、大森委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。初めに、議案書を朗読します。

（議案書朗読）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。

議案書末尾の条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の県単

位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うことから、本条例において所要の改正を行うものであります。改定内容につきましては、去る2月10日開催の国民健康保険運営協議会における「国民健康保険税の適正な税率等について」の答申に基づくものでございます。

1. 主な改正内容の、(1)税率の改定であります。表の一番上の区分、基礎課税額の世帯別平等割額であります。特定世帯・特定継続世帯以外の世帯がありますが、この特定世帯と言いますのは、後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する被保険者がいる世帯で、移行した後5年を経過するまでの世帯であり、また特定継続世帯は、この特定世帯であって5年を経過した後8年を経過するまでの世帯であります。それら以外の世帯、いわゆる一般世帯につきましては2万8,300円から2万7,500円に引き下げるものであります。そして、特定世帯は、1万4,150円から1万3,750円に、特定継続世帯については2万1,225円から2万625円に引き下げるものであります。次に、介護納付金課税額の均等割額を、1万3,300円から1万5,300円に引き上げるものであります。

続きまして、2. 施行期日等であります。(1)施行期日は、令和4年4月1日から施行することとしており、(2)適用区分として、令和4年度分の国民健康保険税から適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

以上、議案第2号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 確認ですけど、これは統一化に向けた税率改定ということだから、奈良県内の町村どこへ行ってもこの改定後の金額で同一ということではないんですか。

国保医療 はい。委員おっしゃるとおり奈良県内どこの市町村であっても同じ水準であ

課長 　　るということでございます。

委員長 　　加藤住民生活部長。

住民生活
部長 　　今回の改定についての今の改定前、改定後のことをおっしゃっていたんだと
思いますけども、今現行それぞれの市町村によって、そもそも改正前の状態が
違いますので、それぞれ今回、斑鳩町みたいに基礎課税のほう2万7,500
円、介護納付金分を1万5,300円にするというのは、あくまでも斑鳩町独
自の改定内容でございますので、それぞれ令和6年度の改定に向けて、それぞ
れの団体が別々にそちらのほうを受けて改定をしていってるという状況ですの
で、全てこの数字ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

中川委員 　　ということは、徐々に調整していって、令和6年にはみんな同じ金額になる
ということではないかな。

委員長 　　安藤国保医療課長。

国保医療
課長 　　申し訳ございませんでした。令和6年度に県内統一化がなされるということ
でございます。

委員長 　　濱委員。

濱委員 　　世帯数というか対象の人数とかはわかりますか。

国保医療
課長 　　いわゆる影響を受ける世帯ということでございます。まず、特別会計全体に
与える影響ということについて申しあげますと、影響額で約50万円、パーセ
ントで言いましたら0.07%の増になるということと試算しております。
そして、介護分が増額というふうになるわけなんですけれども、令和4年度
で試算しますと約1,400世帯、人数で申しあげますと約1,650人とい
うところでございます。そして、医療分につきましては減額になるということ

でございます。約3,600世帯、約5,600人に影響が出るというふうに見込んでおります。以上でございます。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第3号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、議案第3号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

初めに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

子育て支援課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧いただけますでしょうか。

今回の条例改正は、保護者の利便性の向上と事務効率化を目的に、原則前納

としている延長保育利用料を原則後納とすることを目的に改正を行うものであります。改正内容であります。延長保育利用料の納入期日について、前納から、町長が指定する期日まで、に変更するものです。

最後に、施行期日であります。令和4年4月1日から施行いたします。

以上、議案第3号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆様には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
中川委員。

中川委員 町長が指定する期日というのは、その家庭によって日にちが変わるのかな。

子育て支援課長 現在考えておりますのは、月末で締めまして、翌月の支払日を指定してということで考えておりますので、全ての方が同じ日ということで考えております。

中川委員 町長が指定する期日まででいいんだろうけど、「末日までに」とかやったら具合悪いんですか、これ。何かこればらばら、何かどの日になるのかと思ってしまうねけど。

子育て支援課長 卒園される年度の方もいらっしゃるし、その方についてはその月末日にいただくことになりまして、ちょっとそういったところもございまして、こういう表現にさせていただいております。

委員長 濱委員。

濱委員 反対で何でもありませんけど、これまではこの延長保育の申請というと、申込され方それぞれ違う日数とかなので、違った金額を負担されてたんだと思う

んですけども、コロナの関係とかで予定してたけども受けなかったというような方に返金とかそういうことをされてきたんだと思うんですけど、そういった煩雑なことがなくなるというふうに理解していいんでしょうか。

子育て支援課長 はい。今、委員がおっしゃったような煩雑な事務手続というのは、これにより解消されるものと思われれます。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第4号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、議案第4号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

初めに議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせ

援課長

ていただき、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいいただけますでしょうか。

今回の条例改正は、斑鳩町、平群町、三郷町、王寺町、上牧町の西和5町において実施しております西和地域病児保育事業の対象となる児童について、王寺町の小学校が令和4年4月1日から義務教育学校となることに伴い、文言の整理を行うものであります。改正内容であります。事業対象児童について、小学校6年生までの者を、満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者に変更するものです。

最後に、施行期日であります。令和4年4月1日から施行いたします。

以上、議案第4号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆様には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員

よその町のことやし、教育委員会がいほらへんからわからへんかもやけど、王寺町では小学校という学校がなくなって義務教育学校に変えはるの。

子育て支
援課長

王寺町の3つの小学校と2つの中学校を統合されまして、2つの義務教育学校をつくられるというふうに聞いております。

委員長

よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第7号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、(4)議案第7号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の減額等に関するもので、歳入歳出それぞれ81万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ31億8,897万2千円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。歳入であります。

第3款 県支出金、第1項 保険給付費等交付金、第1目 保険給付費等交付金であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどに伴う国民健康保険税の減免の財政支援についてであります。減免に要する費用の6割が、県支出金・保険給付費等普通交付金から、国庫支出金である国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象となったことに伴う受入れ科目の振り替えで、110万9千円の減額補正をお願いするものです。残る4割については変更はなく、特別交付金として措置されることとなっております。

第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。県に納付する令和3年度保険基盤安定負担金の確定に伴い、その繰入金として81万6千円の減額、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る社会保

障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定に伴い、事務費繰入金1万3千円の減額、合計82万9千円の減額補正をお願いするものであります。

第8款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。先程ご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定に伴い、1万3千円の増額をお願いするものであります。また、第2目 国民健康保険災害等臨時特例補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどに伴う国民健康保険税の減免について、県支出金から国庫支出金への受入れ科目の変更を行うことから、110万9千円の増額補正をお願いするものであります。

続いて、6ページの歳出であります。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増及び事務費繰入金の減による財源振替えを行うものであります。

第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明いたしました令和3年度保険基盤安定負担金の確定に伴い108万5千円の減額補正をお願いするものであります。

第2項 後期高齢者支援金等分、第1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分で、令和3年度保険基盤安定負担金の確定に伴い、16万1千円の増額補正をお願いするものであります。7ページであります。第3項 介護納付金分、第1目 介護納付金分で、令和3年度保険基盤安定負担金の確定に伴い10万8,千円の増額補正をお願いするものであります。

1ページにお戻りください。予算総則書を朗読いたします。

(予算書朗読)

国保医療
課長

以上、議案第7号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第8号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第8号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正の内容につきましては、初めに保険事業勘定で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による現年度分の介護保険の第一号保険料の減免に伴い、その財源を受け入れるための予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ27億2,047万円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による現年度分の介護保険の第一号保険料の減免に伴い、介護保険の第一号

保険料の減免の財源として、第8目 介護保険災害等臨時特例補助金で28万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、8ページにお移りいただけますでしょうか。

続いて、歳出予算でございます。第6款 予備費、第1項 予備費で、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る保険料収入の費用として28万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、サービス事業勘定の補正予算であります。要支援者のケアプラン作成数増に伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万8千円を増額し、歳入歳出それぞれ1,030万円とするものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の13ページをお開きください。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第1款 サービス収入、第1項 予防給付費収入では、第1目介護予防サービス計画費収入で、要支援者のケアプラン作成数増による介護予防サービス計画費収入の増加に伴い、106万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、14ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算でございます。歳入で申しあげました同様の理由により、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、第1目 居宅介護予防サービス事業費で106万8千円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長

以上、議案第8号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてであります。去る2月22日、奈良市環境部長及びクリーンセンター建設推進課長が来庁され、合同勉強会の今後の進め方について協議を行いました。今後の進め方の中で、奈良市からは、施設整備に係ります基本設計や環境影響評価法に基づきます環境アセスメント方法書などの策定にあたり、できるだけ早期に枠組みや施設規模を固めていきたい意向であるとの話がございました。当町からは、新施設の建設費や周辺整備費などの附帯費など、それぞれの費用について、ひとつひとつ協議し積み上げていってはどうかとの提案をさせていただきましたところ、奈良市の同意を得たところであります。このことから、今後は、建設費や附帯費など、新施設建設に係る関係費用について、個別に協議を進め、最終的に参加の可否について判断してまいりたいと考えております。

また、奈良市からは令和4年度における新施設建設関連予算について、施設整備基本計画の策定業務やアクセス道路関係業務、環境アセスメント方法書策

定業務などの委託料の予算要求概要の説明や、施設整備費のごみ量割や人口割などによる算定方法別コストシミュレーションを作成され、参考ということで資料の提示を受けたところであります。

なお、今回提示されました施設整備費算定方法別コストシミュレーションにつきましても、決定していない施設整備費の概算を、ごみ量割・均等割の割合率を変えることにより両市町の負担がどの程度となるのか、また、同じように人口割・均等割ではどうかといった内容であり、当町が以前から求めております現実的な判断材料となるシミュレーションではございませんでした。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険者支援制度分の保険基盤安定負担金の確定に伴う40万8千円の減額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、本町が負担するマイナンバ

一カード等の関連事務委任交付金が当初見積りを上回る見込みであり、この費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事業費補助金324万5千円の増額、また、マイナンバーカードによる転入・転出手続のワンストップ化に係る住民基本台帳ネットワークシステム等の改修費用が補助対象となることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金358万円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、保育現場で働く保育士等の収入引上げ措置に伴う町内私立保育所への運営補助金が補助対象となることから、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金140万8千円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、障害者の移動支援事業費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金90万円の増額をお願いするものであります。10ページをお願いいたします。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第4節 保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金20万4千円の減額をお願いするものであります。次に、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、国庫補助金で申しあげました地域生活支援事業費補助金と同様の理由により45万円の増額をお願いするものであります。

12ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてです。

初めに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、証明書交付機の導入費用が当初見積りを下回ることに伴い第12節 委託料で、証明書交付機設定業務委託料188万円の減額、第17節 備品購入費で、377万7千円の減額、また、歳入で申しあげたとおり第12節 委託料で、転入・転出手続のワンストップ化に係る住民基本台帳ネットワークシステム等改修業務委託料358万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、マイナンバーカード等の関連事務委任交付金が当初見積りを上回ることから、324万5千円の増額をお願いするものであります。

13ページにお移りください。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第24節 積立金で、歳入で申しあげた寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望される寄附金の積立金100万円の増額、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定負担金の確

定等に伴い、合わせて82万9千円の減額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第12節 委託料で、歳入で申しあげました障害者における移動支援事業費が当初見積りを上回ることから、300万円の増額をお願いするものです。最後に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金140万8千円の増額をお願いするものであります。

5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム等改修事業につきましては、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、予算措置の追加をお願いするものであります。

以上、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
濱委員。

濱委員 12ページの歳出ですけれども、戸籍住民基本台帳費のところでは証明書交付機設定業務委託料というのがマイナスになってますし、もうひとつ備品購入費でもマイナスが出てますけど、これは何かつながりがあるのでしょうか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 1月5日から稼働させてもらっている役場庁舎内での証明書の設置に係るもので、その備品、物自体ですね、それとあと設置する業務が当初見積りよりも安くなったということで、同じ一連の関係するものでございます。

濱委員 そしたら、これで思ったよりも随分と安くなっているという印象なんですけど、もともとの分からするとどれくらい減額になったんですか。

住民課長 入札によって安くなったものでございまして。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 今申しあげましたように、入札で安価に予算よりもできたということで、大
部長 体、備品については73%、設置費についても76%で対応できたというところ
でございます。

濱委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 横田委員。

横田委員 13ページの保育士の処遇改善のことですけど、これは1人当たりどのくら
いの処遇改善額になるのでしょうか。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支 保育園によっても変わってくるんですけども、一応、今、令和3年度分の
援課長 賃金改善計画というのが保育所から出てきておりまして、それで1人当たりの
平均を計算しますと、大体1万3千円から1万6千円くらいの改善額となっております。

横田委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)については、
当委員会の所管に関わることについて報告を受けたことを確認します。

次に、(2)新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求

めます。 北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、健康対策課から新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告させていただきます。

追加接種の集団接種を令和4年2月5日から始めておりますが、2月末で3,906人の方が接種されている状況です。4月以降の集団接種の日程につきましては、4月は木曜日に3日間、土曜・日曜日に6日間の計9日間、5月は土曜・日曜日に4日間を予定しております。初回の2回目接種を町の集団接種で接種された12歳以上の方は約1万5千人で、追加接種の令和4年2月から5月末までの接種率は1万5,030人となっております。

追加接種は18歳以上の方が対象となっておりますことから、令和4年5月末の集団接種でほぼ接種できることとなりますことから、18歳以上の集団接種におきましては令和4年5月で終了し、その後は個別接種で対応してまいりたいと考えております。また、12歳から17歳の方への接種につきましては、先日、国より4月以降に接種できるよう体制を整備する旨の通知がありましたので、その準備をしてまいりたいと考えております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご報告とさせていただきます

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員

この日程とちょっと違うんですねけど、この前、LINEで「おわびをと訂正」とかが来たんだけど、あれは誰か職員さんが手で打って送ってるのかな。

住民生活
部次長

LINEの内容につきましては、こちらの職員のほうで文言等につきまして、入れさせていただいての連絡となっております。

委員長

よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、(3) 町内保育所に対する保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

各課報告事項(3) 町内私立保育所に対する保育士等処遇改善臨時特例事業の実施についてご報告させていただきます。

資料2をご覧ください。本事業につきましては、国における、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための措置を実施するものであります。

当該事業に要する経費につきましては、全額国庫補助対象となっており、本定例会におきまして、補正予算を計上させていただいております。

それでは、事業の実施概要についてご説明させていただきます。

ひとつ目に、実施内容であります。今回、処遇改善のために補助を実施する費用は、①として、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う保育所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用、②として、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用、以上の2つとなります。

二つ目に、対象施設でございますが、町内の私立保育所であります、斑鳩黎明保育園、小規模保育所ほうりゅうじ、令和4年4月開園予定の小規模保育所ほうりゅうじみなみでございます。

三つ目に、補助要件でございますが、①として、令和4年2月から基本給または決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること。②として、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること、としております。

以上、町内私立保育所に対する保育士等処遇改善臨時特例事業の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 この補助要件の②の賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書というのは、これは両方とも園が作成するのかな。

子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。

中川委員 いや、そんなことないやろけど、実質上ってないけど、こういう計画書、報告書だけ作って出してこれたらわからないということでええのかな。

子育て支援課長 そのようなことはないとは思いますが、賃金改善の実施状況につきましては、実績報告書のほうに実際の賃金改善額を記載していただきまして、賃金改善前後の賃金を定める規定など必要な書類を添付すること、とされておりますので、それによりまして実際に改善が行われているかどうかの確認は行ってまいります。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(4)国民健康保険税の課税限度額の改定(案)について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療課長 各課報告事項(4)国民健康保険税の課税限度額の改定(案)について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。

令和4年度の地方税制の改正におきまして、中間所得層の負担緩和を目的として、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることとなっており、地方税法施行令の改正に基づき、関係条例を改正したいと考えております。

その内容であります。1. 課税限度額の引き上げであります。まず医療分である基礎課税額は63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額は19万円から20万円に、介護納付金課税額は据え置くものであります。課税限度額の合計は、99万円から102万円になります。

次に、2. 施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

なお、例年、地方税法施行令の改正が3月末となっております。このため、この改正が行われ次第、国民健康保険税条例の一部改正を行うこととしており、専決処分をさせていただきたいと考えております。また、専決処分をいたしました後に、次の議会におきまして、ご承認をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、国民健康保険税の課税限度額の改定（案）についてのご報告といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 この限度額にかかわるといいますか、適用される人の年間の収入というのはいくら以上の人やねんやろ。

国保医療課長 給与所得の場合で申し上げますと、収入換算で約1千万円、それを所得に納めますと約830万円というふうになると見込んでおります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5)後期高齢者医療保険料の改定について、理事者の報告を求めます。安藤国保医療課長。

国保医療 (5)後期高齢者医療保険料の改定について、ご報告いたします。

課長

資料4をご覧ください。後期高齢者医療保険料は、財政の均衡が保たれるよう、財政運営期間の2年ごとに改定が行われることになっており、このたび広域連合におきまして、令和4年度、5年度の保険料率が示されました。

1. 保険料率の改定であります。均等割額が4万8,100円から5万5000円に、所得割率は9.41%から9.93%に、また賦課限度額については、64万円から66万円に引き上げられるものであります。

今回の改定につきまして、広域連合によりますと、1人当たり医療費が増加していること、また医療費のうち保険料で賄うべき割合を75歳以上人口と75歳未満人口の割合に応じて国が決定する後期高齢者負担率が上昇したことが、主な増加の要因としています。一方、減になる要因として、本年10月実施予定の窓口負担割合の2割負担導入を見込まれています。

なお、この保険料負担の上昇を抑制するため、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の減少に伴い増加した剰余金のうち、前回改定の2倍にあたる約32億円を活用されています。

次に、2. 施行期日は、令和4年4月1日であります。

以上、後期高齢者医療保険料の改定についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

(な し)

委員長

次に、(6)国民健康保険料(税)口座振替キャンペーン事業について、理事者の報告を求めます。安藤国保医療課長。

国保医療
課長

(6)国民健康保険料(税)口座振替キャンペーン事業について、ご報告をさせていただきます。資料5をご覧ください。

奈良県の国民健康保険事務共同化事業として、令和4年度に国民健康保険料(税)口座振替キャンペーン事業の実施を予定しています。これは、国民健康保険料(税)の納付について、納付書払いから新たに口座振替に切り替えた世

帯を対象に、抽選でクオカードを提供することにより、口座振替を推進し、収納率の向上につなげることを目的としています。景品については、クオカード3千円分、当選件数は県内全域で2千件を予定されています。キャンペーン対象者は、キャンペーン期間中に新たに口座振替登録を行った者のうち、納期が到来している国民健康保険料（税）について滞納がない世帯です。なお応募制ではなく、要件を満たした場合に自動的に対象者にすることとしています。

また、事務の流れにつきましては、資料の下段に記載のとおりで、市町村は口座振替の周知広報、口座振替依頼の受付、対象者を国民健康保険団体連合会に報告することとなっています。そして同連合会におきまして、抽選が行われ、当選者に景品が発送されることとなっています。また、この事業への参加は、県内の全市町村が参加することが前提となっており、現在、取扱い基準を定めた運用マニュアル等を整備されているところです。なお、費用については、県において約1,250万円を予算計上されており、その財源については、県の一般会計から繰入れが行われることを確認しています。

以上、国民健康保険料（税）口座振替キャンペーン事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。 濱委員。

濱委員 現在の方で、既にもう口座振替をされている方がいると思うんですけど、その比率というか、そうでない方はどのくらいですか。

国保医療課長 国民健康保険税の口座振替の割合ということで、約40%の世帯が口座振替をされています。

濱委員 県全体でということ、全体ではやはり進んでないから、こういうキャンペーンが行われるんですね。その県全体の数字は分かれますか。

国保医療課長 県全体の数字は持ち合わせておりません。県の説明によりますと、若干ばらつきがあるということですので、全体を引き上げるということでこの事業を実

施されるというふう聞いております。

委員長

ほかにございませつか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませつか。

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、健康対策課から不妊治療の保険適用に係る斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成制度について、ご報告させていただきます。

本町では、平成24年4月から、高額となる一般不妊治療または不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実を図っているところです。

助成内容といたしましては、いずれも治療に要した自己負担額の上限額を一般不妊治療は7万円まで、不育治療は10万円までとしているところです。

このたび、国においては、少子化対策の一環として、高額の医療費がかかる不妊治療を令和4年4月から保険適用されることになることから、本町の一般不妊治療・不育治療費助成制度につきましては、保険適用から外れる治療があった場合には、その治療費を助成し、助成額につきましては、従来額を引き続き助成してまいります。

以上で、不妊治療の保険適用に係る斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成制度についてのご報告とさせていただきます。

委員長

ほかにございませつか。

(な し)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
次に、継続審査についてお諮りいたします。
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午後 2 時 3 1 分 閉会)